

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、 一部の工作物の石綿事前調査には **資格取得が必要**になります!

対象工事を行う方は、
工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。

こんな工事も
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(発電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

※詳細は裏面をご確認ください。



既に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。



ボイラー



圧力容器



プラント配管



貯蔵設備



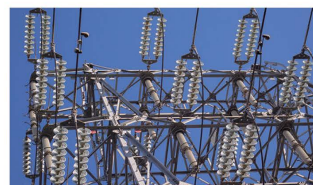
発電設備



変電設備



配電設備



送電設備

有資格者による調査をせず工事を行うことは **法令違反** です!

また、石綿が飛散し発注者、作業従事者、周辺住民の方に健康被害が発生するおそれがあります。



事前調査に資格が必要な工作物は以下のとおりです※

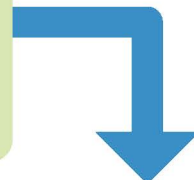
いますぐご確認ください

※アスベストの使用が禁止された後に設置の工事に着手した工作物など、資格が不要なケースもあります。

既存の下記工作物の工事を行いますか？

- | | |
|---|---|
| ☐ 反応槽 | ☐ 貯蔵設備※ ² |
| ☐ 加熱炉 | ☐ 発電設備※ ³ |
| ☐ ボイラー及び圧力容器 | ☐ 変電設備 |
| ☐ 配管設備※ ¹ | ☐ 配電設備 |
| ☐ 焼却設備 | ☐ 送電設備※ ⁴ |

いいえ



はい



既存の下記工作物の工事を行いますか？

- ☐ 煙突※⁵
- ☐ トンネルの天井板
- ☐ プラットホームの上家
- ☐ 遮音壁
- ☐ 軽量盛土保護パネル
- ☐ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ☐ 観光用エレベーターの昇降路の囲い※⁶
- ☐ その他の工作物で塗料の剥離、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤等）の除去等の作業

はい



いいえ



工作物石綿事前
調査者資格が
必要



建築物石綿含有建材調査者の資格をもっている、別途、工作物石綿事前調査者の資格を取得する必要があります。

・工作物石綿事前調査者
・一般 / 特定建築物石綿含有建材調査者
・令和5年9月までに日本アスベスト調査
診断協会に登録された者
のいずれかの資格が必要

工作物石綿事前
調査者資格は
不要

上記工作物のほか、建築物の事前調査を行う場合は、建築物石綿含有建材調査者の資格が必要です。

※1 建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。

※2 穀物を貯蔵するための設備を除く。

※3 太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。

※4 ケーブルを含む。

※5 建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。

※6 建築物であるものを除く。

工作物石綿事前調査者講習、建築物石綿含有建材調査者講習は、 登録講習機関で受講できます！

各地の登録講習機関の情報は、石綿総合情報ポータルサイトよりご覧ください。



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/>



環境省
Ministry of the Environment



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare